

5月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第1号	直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について	教育総務課
議案第2号	補正予算について（専決）	こども育成課
議案第3号	直方市社会教育委員の委嘱について	文化・スポーツ 推進課

（追加）

議案第4号	直方市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課
-------	---------------------	-------

◎報告事項

番号	案件名	課名
報告第12号	東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱の制定について	文化・スポーツ 推進課
報告第13号	直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部を改正する告示について	文化・スポーツ 推進課

◎その他

- ・6月行事について（学校教育課 当日配布）
- ・8月定例教育委員会の日程変更について（変更前8月8日⇒変更後8月9日）
- ・第14回九州地区市町村教育委員会研修大会について（案内）
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和5年4月12日～令和5年5月9日

4月	12	水	感謝状贈呈式	
	13	木		
	14	金	教育研究所1年次研究員辞令交付式	
	15	土		
	16	日		
	17	月	定例教育長会	
	18	火	初任者研修開講式（直方市）、全国学力学習状況調査 R5年度第1回DX推進本部会議	
	19	水		
	20	木		
	21	金		
	22	土		
	23	日		
	24	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会	
	25	火	第五地区教科用図書採択協議会	
	26	水		
	27	木		
	28	金		
	29	土		
	30	日		
	5月	1	月	定例校長会議
		2	火	
		3	水	
		4	木	
		5	金	
6		土		
7		日		
8		月		
9		火	定例教育委員会	

教育委員会行事予定

令和5年5月10日～令和5年6月13日

5月

10	水	直方市保幼小中高連携推進協議会第1回運営委員会	
11	木	第2回第5地区教科書採択協議会	
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		臨時議会
17	水		臨時議会
18	木		
19	金	定例教育長会、北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会	
20	土	直方文化連盟総会	
21	日		
22	月	直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（オンライン）	
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月	教育活動評価表に係る教育長面談	
30	火	教育活動評価表に係る教育長面談、学力向上検証委員会	
31	水	直方市防災会議	
1	木	定例校長会議	
2	金	教育活動評価表に係る教育長面談	
3	土		
4	日	直方文化連盟「文連のつどい」	
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	土		
12	日		
13	火	定例教育委員会	

議案第 1 号

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 5 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

直方市児童生徒就学援助規則（平成19年直方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「

4	社会見学旅行費	小学校	4～5	2,090円
---	---------	-----	-----	--------

」を「

4	社会見学旅行費	小学校	4～5	2,090円
		中学校	1～3	2,310円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新					旧				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
費目名	学校種別	学年	金額		費目名	学校種別	学年	金額	
1 学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円		1 学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円	
		2~6	(月額)1,290円				中学校	2~6	(月額)1,290円
	中学校	1	(年額)25,040円			中学校		1	(年額)25,040円
		2~3	(年額)27,310円				中学校	2~3	(年額)27,310円
2 新入学児童生 徒学用品費	小学校	1	54,060円		2 新入学児童生 徒学用品費	小学校		1	54,060円
	中学校	1	60,000円			中学校	1	60,000円	
3 修学旅行費	小学校	6	22,690円		3 修学旅行費	小学校	6	22,690円	
	中学校	2	60,910円			中学校	2	60,910円	
4 社会見学旅行 費	小学校	4~5	2,090円		4 社会見学旅行 費	小学校	4~5	2,090円	
	中学校	1~3	2,310円						
5 自然教室費	小学校	5	4,000円		5 自然教室費	小学校	5	4,000円	
6 ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円		6 ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円	
7 学校給食費	小学校	1~6	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和3年直方市規則第50号)第9条に定める額		7 学校給食費	小学校	1~6	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和3年直方市規則第50号)第9条に定める額	
	中学校	1~3	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条に定める額			中学校	1~3	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条に定める額	
8 医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校において受診した健康診断において診断さ			8 医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校において受診した健康診断において診断さ		
	中学校					中学校			

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

議案第 2 号

令和 5 年度 4 月専決補正予算について

令和 5 年度 4 月専決補正予算（教育委員会分）について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 5 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 4 号の規定により提案するものである。

歳出(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	1,348,741	129,504	1,478,245	国庫支出金				1 報酬	340	会計年度任用職員報酬 1人
				129,504				3 職員手当等	1,440	時間外勤務手当 1,317 期末勤勉手当 123
								4 共済費	80	共済組合負担金 34 各種保険料 46
								8 旅費	19	費用弁償
								10 需用費	627	消耗品費
								11 役務費	3,898	通信運搬費 295 手数料 3,603
								12 委託料	1,600	電算システム改修委託料
								18 負担金補助及び交付金	121,500	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金
計	3,916,608	129,504	4,046,112	129,504						

子育て世帯生活支援特別給付金 支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を**申請不要**で受け取れます！

1. 支給対象者

■ ①②の両方に当てはまる方

- ①直方市の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯**以外**の低所得の子育て世帯分）」の支給対象となった方
- ②直方市の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯の低所得の子育て世帯分）」の支給対象でない方（令和5年3分の児童扶養手当の支給を受けていない方）

2. 支給対象児童

■ 2004年（平成16年）4月2日から2023年（令和5年）2月28日生まれの児童
（障がい児は2002年（平成14年）4月2日生まれ以降）

※支給対象者に該当する場合で、令和5年3月1日から令和5年4月30日までに出生した児童（第一子を除く）がいる場合は、その児童も加えて支給対象とします。

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

■ 5月下旬頃、令和4年度給付金（ひとり親世帯以外分）を振り込んだ口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。**受給拒否の届出書の提出が必要です。**

※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、**振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。**

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 直方市役所 こども育成課 こども育成係
「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口

0949-25-2163

（受付時間：平日8:30～17:00）

議案第3号

直方市社会教育委員の委嘱について

直方市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和5年5月9日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第1項第10号の規定により提案するものである。

直方市社会教育委員候補者名簿（案）

定数 7名

現行任期：2年（令和4年9月1日から令和6年8月31日まで）

選出区分	所 属	氏 名	備 考
学校教育関係者	小学校校長会	今川 恵子	直方南小学校

※令和5年3月31日花田裕美子委員退任のため、後任として残任期間委嘱するもの

議案第 4 号

直方市教育支援委員会委員の委嘱について

直方市教育支援委員会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 5 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである。

令和5年度 直方市教育支援委員会委員名簿

NO	役職	種別	氏名	所属等	任期
1	委員	医師	松本 高宏	内科医師	令和7年5月31日
2	委員		大野 祥一郎	小児科医師	令和7年5月31日
3	委員	学校教育 関係者	大塚 泰信	直方第一中学校	令和7年5月31日
4	委員		下元 操	感田小学校	令和7年5月31日
5	委員	特別支援 教育関係の 関係者	香田 陽子	直方東小学校	令和7年5月31日
6	委員		安延 孝一郎	福岡県立 直方特別支援学校	令和7年5月31日
7	委員		松尾 公孝	福岡県公立学校 スクールカウンセラー	令和7年5月31日
8	委員	関係機関の 職員	渡邊 智香子	こども育成課 幼児教育推進係	令和7年5月31日

任期：2年間

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、歴史・文化活動を行う団体の自主的な活動の促進を旨として、令和5年に東蓮寺藩の誕生から400年を迎える直方市の歴史・文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、知名度の向上と賑わいの創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「東蓮寺藩誕生400年記念事業」とは、東蓮寺藩誕生400年に関する歴史・文化の研究、顕彰、普及及び教育のために行う活動をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 直方市内を主な活動場所とする歴史・文化の振興を目的とした団体であること。
- (2) 定款、又はこれに類する規約等を有すること。
- (3) 団体として意思を決定し、及び事務・業務を執行することが可能な団体であること。
- (4) 団体を代表することのできる機関、及び団体として独立した経理の機能が確立していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 東蓮寺藩誕生400年に関する講演会・発表会の開催事業
- (2) 東蓮寺藩誕生400年に関する展示会の開催事業
- (3) 東蓮寺藩誕生400年に関する記録作成・刊行事業
- (4) 東蓮寺藩誕生400年に関する映像等の記録作成事業
- (5) その他、市長が特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事

業としない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある事業
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗に反する事業
- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人又は団体等の営利を目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助の対象となる事業又は委託事業
- (6) 令和6年2月28日までに完了しない事業
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (8) 事業名称に「東蓮寺藩誕生400年記念事業」を付さない事業
- (9) その他市長が適当でないと認める事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、当該年度20万円を限度額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、東蓮寺誕生400年記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付を行うことの適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容等を変更するとき又は中止をしようとするときは、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金変

更承認（中止承認・変更不承認・中止不承認）決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の額が確定した場合は、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助金の使途について不正の行為があったとき。

（書類の整備及び保管）

第14条 交付決定者は、当該補助金に係る関係書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う

別表（第6条関係）

補助対象経費分類表

補助対象経費		説明
費目	説明	
共済費	保険料	危険作業を伴うなど特に必要な場合に限る
賃金		アルバイト料（役員・会員へは支給できない。）
旅費	普通旅費	
	特別旅費	
	費用弁償	
需用費	消耗品費	
	印刷製本費	文書資料 図録 研究書 解説書 ポスター チラシ パンフレット テキスト等
役務費	通信運搬費	
	手数料	
委託料		記録作成委託に関する経費等
使用料及び賃借料	会場借上料	
	自動車等借上料	
	土地・用具等借上料	

年 月 日

直方市長 様

申 請 者
所在地
団体名
代表者氏名

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付申請書

東蓮寺藩誕生400年記念事業の実施に伴い補助金の交付を受けたいので、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業の着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 4 交付を受けようとする補助金の額
金 円（補助対象経費の %）
- 5 添 付 書 類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 団体等に関する調書（別紙）
 - (4) 団体等の規約及び役員名簿等
 - (5) その他参考となる書類

様式第2号（第8条・第9条関係）

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付
（不交付・変更承認・中止承認・変更不承認・中止不承認）決定通知書

様

年 月 日

直方市長

年 月 日付けで申請のありました、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金について、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付・変更承認・中止承認・変更不承認・中止不承認）を決定したので通知します。

補助対象事業の名称	
補助対象経費	円
補助金の額	円
不交付（変更不承認・中止不承認）の場合その理由	
摘要	

年 月 日

直方市長 様

申 請 者
所在地
団体名
代表者氏名

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金の交付の決定を受けた 事業について変更（中止）したいので、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の目的及び内容
- 3 変更（中止）の理由
- 4 補助対象事業の着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 5 交付を受けようとする補助金の額
金 円（補助対象経費の %）
- 6 添 付 書 類（変更の場合のみ）
 - （1）収支予算書
 - （2）事業計画書
 - （3）団体等に関する調書（別紙）
 - （4）団体等の規約及び役員名簿等
 - （5）その他参考となる書類

年 月 日

直方市長 様

申 請 者
所在地
団体名
代表者氏名

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金の交付の決定を受けた の実績について、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 3 補助事業の実施の方法
- 4 補助金の額
交付決定額 円
精 算 額 円
不 用 額 円
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 支出明細書
 - (3) 事業報告書
 - (4) その他参考となる書類
(写真、パンフレット等)

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

直方市長

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定通知をした東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金について、交付額の確定をしたので、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

直方市長 様

申 請 者
所在地
団体名
代表者氏名

東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付額確定通知のあった補助金について、東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部を改正する告示

直方市アンビシャス活動助成金交付要綱（平成14年直方市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「する」の次に「子どもを対象とした」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 農業体験活動事業（田植及び稲刈り、野菜植付け及び収穫、芋植付け及び収穫、花植え）で1回につき子どもが10人以上参加するもの
- (2) 屋外屋内活動事業（スポーツ、登山、キャンプ）で1回につき子どもが10人以上参加するもの

第2条第3号中「歴史探訪、地域の」及び「等」を削り、「芸術活動事業」の次に「で1回につき子どもが10人以上参加するもの」を加え、同条第4号を削り、同条第5号中「研究所」を「美術館」に改め、「保健所、」を削り、「研究活動事業」の次に「で1回につき子どもが10人以上参加するもの」を加え、同号を同条第4号とし、第6号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（助成対象経費）

第3条の2 助成金の交付の対象となる経費は、助成事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、他の補助金の対象となっているものを除く。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
 - ア 消耗品費
 - イ 燃料費
 - ウ 食糧費
 - エ 印刷製本費
 - オ 医薬材料費
- (3) 役務費
 - ア 郵便料
 - イ 保険料

(4) 使用料及び賃借料

第4条の見出し中「助成対象経費」を「経費詳細及び助成限度額」に改め、同条中「経費及び助成金の限度額」を「経費は前条に定めるほか、経費の詳細及び助成金の限度額について」に改め、「第1」を削る。

第5条中「関係書類」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

第7条の見出し中「助成事業の」の次に「変更又は」を加え、同条中「助成事業を」の次に「変更又は」を加え、「中止」を「（変更・中止）」に改める。

第9条中「ときは、」の次に「その日から30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度末日のいずれか早い日までに」を加え、「関係書類」を「次に掲げる書類と直方市補助金交付規則第14条に掲げる書類及び領収書の明細」に改め、「市長が指定する期日までに、」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 事業報告書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) 活動内容が分かる写真
- (4) 活動に子ども10人以上が参加していることが分かる写真
- (5) 参加した子どもの名簿（名前、年齢の分かるもの）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

第11条第2項中「命ずるものとする」を「命じなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

また加算金及び延滞金、他の補助金の一時停止等に関しては規則に準ずる。

本則に次の1条を加える。

（調査等）

第15条 調査、その他事項は規則に準ずる。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第4条関係）

助成対象経費（旅費及び食糧費は、それぞれ助成対象経費の5パーセント以内とする。）	助成金の限度額
--	---------

費目	説明	
旅費	交通費	1団体につき10万円以内とする。
需用費	1 消耗品費 材料費、資料用紙等に要する経費 2 燃料費 炊事用等の薪、木炭、石油等及び発電機等のガソリン等に要する経費 3 食糧費 清涼飲料水に要する経費 4 印刷製本費 報告書、パンフレット、ポスター等の印刷に要する経費 5 医薬材料費 衛生用消耗品及び薬品類の購入に要する経費	
役務費	1 通信運搬費 郵便料 2 保険料 傷害保険等の加入に要する経費	
使用料及び賃借料	機材、自動車等の借上料、有料道路通行料、駐車場使用料等に要する経費	

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月

日

直方市長 様

所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____

年度直方市アンビシャス活動助成金交付申請書

年度直方市アンビシャス活動助成金の交付を受けたいので、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請金額 金 _____ 円

2 関係書類 事業計画書（別紙1）
収支予算書（別紙2）
その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

直教文第

号

年 月

日

所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 様

直方市長

年度直方市アンビシャス活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、 度直方市アンビシャス活動助成金について、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定金額 金 _____ 円

年 月 日

年度直方市アンビシャス活動助成金（変更・中止）承認申請書

直方市長 様

所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました助成事業について、（変更・中止）の承認を受けたいので、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止）の内容

2 （変更・中止）の理由

3 関係書類

事業の（変更・中止）を説明するために必要な書類

年 月 日

年度直方市アンビシャス活動助成金実績報告書

直方市長 様

所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった助成事業について、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 助成金額 金 _____ 円

2 関係書類 事業報告書（別紙3）
収支決算書（別紙4）
領収証等の支払いを証明する書類の写し
活動状況写真
その他、市長が特に必要と認める書類

3 関係書類

(1) 事業の中止を説明するために必要な書類

直教文第 号

年 月 日

所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 様

直方市長

年度直方市アンビシャス活動助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました、 度直方市アンビシャス活動助成金について、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定金額	
金	円

様式第5号の次に次の4様式を加える。

事業計画書

月 日	内 容	実 施 場 所	参加予定 人 員
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人

収 支 予 算 書

収 入			支 出		
項 目	金 額	説 明	項 目	金 額	説 明
助成金					
合 計			合 計		
	円			円	

事業報告書

月 日	内 容	実 施 場 所	参加予定 人 員
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人
			子ども 人 大 人 人

収 支 決 算 書

収 入			支 出		
項 目	金 額	説 明	項 目	金 額	説 明
助成金					
合 計			合 計		
	円			円	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。